

エサ米転売と共同計算 コメ政策の歪んだ現実

熊野 孝文

(株)米穀新聞社

今年7月30日、山形県の5農協が販売手数料を話し合っただけで決めた独禁法違反の疑いがあると公正取引委員会が立ち入り調査した。もうひとつ滋賀県の業者がエサ米を主食用に転売したとし、県から勧告を受けたというニュースもあった。

コメ業界にとって影響の小さくないこの2つの出来事は、表裏的な法に触れたことをやっていたという意味だけではなく、コメ政策を根底から揺るがす内容を含んでいる。

山形の事件について言えば、米穀業界でも大きな話題になったが、大方の反応は「なんで集荷手数料が独禁法違反になるの？」と言うものであった。そもそも農協は独禁法の適用除外になっているのだからどうしてコメの手数を地区の農協が話し合っただけで決めるのが違反になるのかと言うのが率直な感想であった。

公正取引委員会が示している「農業協同組合の活動に関する独禁法上の指針」によると、農協の適用除外について「連合会及び単位農協が共同購入、共同販売、連合会及び単位農協内で共同計算を行うことについては独占禁止法の適用が除外される」と記されている。ただし、続けて「しかしながら①不公正な取引方法を用いる場合、または②一定の取引分野における競争を実質的に制限

することにより不当に対価を引き上げることとなる場合には、適用除外とはならない。また、例えば、単位農協が事業者としての立場で他の事業者や単位農協と共同して、価格や数量の制限等を行うこと（カルテル）等は、独占禁止法第22条の組合の行為とは言えないことから、適用除外とはならない」としている。要するに法の解釈により5農協が共謀してコメの手数を決めていたと判断されれば法に触れる可能性がある。

一般紙等には選挙がらみで政治的話題を報道するところもあったが、そうした次元よりもっと根が深い問題だと推察する。

農協系統にとってコメの共同計算は、分かりやすく言う組織の生命維持装置である。この制度によって産地間競争を抑制するとともに高米価を維持、集荷量を確保、組織の重要な収入源としてきた。仮に公取が今回の件を違反と認定した場合、コメの共同計算の手法を根底から改革するかもしれない制度そのものを廃止しなくてはならなくなる。

要するに生命維持装置を外されることになりかねない。当然、金融にも絡んでくる。実は、この問題が公になる前に政府の幹部が山形県を訪れて大規模稲作農家と意見交換し、農協の金融問題に関してレポートを

提出するように依頼している。

レポートの内容がどのようなものかは窺い知ることが出来ないが、大手商社と全農が24年産米の集荷にあたりどのようなことを行ったのか記されているかも知れない。

この山形の事件と滋賀の事件は直接的には関係ないが、コメ政策全体からみると密接に絡んでいる。

周知のとおりエサ米には10a当たり8万円の助成金が支給され、改正食糧法で用途外使用には厳しい罰則が課せられている。こうした厳しい罰則が課せられているにもかかわらず、農水省はエサ米生産の実態について公にしない。簡単な話、エサ米作付地で平年反収を上回ったエサ米がどのように処理されているかと言う問題にさえ答えられない。

25年産から平年反収の収量を厳格に適用するなどと言い始めたが、そうした対応で済む話ではない。根本問題として同じコメを制度により著しい格差を付けている制度が必要なのかと言う点で、流通を歪め実需に被害を及ぼしているという点である。そのことは23年、24年産米と続いたコメの価格高騰で証明されている。しかも現在のコメ政策であれば共同計算できる立場の組織が集荷販売で有利に立ると言う構造が生まれているのである。